

令和４年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
53	第3 包括外部監査の結果及び意見 2 危機管理課 (2) 結果及び意見 ② 防災対策事務経費 【意見1】 奈良市企業局に対して支出する耐震性貯水槽管理負担金について、企業局からの見積資料に基づいて予算計上を行っているが、その積算内容について、危機管理課としての妥当性の検証が十分に行われていない。積算内容の妥当性に関し、危機管理課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。 耐震性貯水槽とは、水道管の一部を太くした形のもので、普段は水道管の一部として使用しているため常に清浄な水が流れており、震災等で水道管が破損した場合には、自動的に緊急遮断弁が作動して貯水槽内の水が飲料水や消火用水として確保できる設備である。市内には、耐震性貯水槽が次の3箇所に設置されており、当該貯水槽の管理は、危機管理課と奈良市企業局との間で協定書を締結し企業局が実施している。（表省略） 令和3年度の管理費用の負担上限額は6,840,000円であり、その内訳には日常的な点検費用や7年おきに実施している分解整備費用が含まれている。令和3年度は、古市公園の貯水槽の分解整備を実施しているため、当該費用として5,962,000円が予算計上されているが、古市公園の前回の分解整備の際の費用は2,106,000円であり、3倍弱に増加している。しかし、当該費用の増加理由について、危機管理課では詳細を把握していなかった。 本管理費用は、企業局においては負担金で補填されるため、コスト削減の意識が働きにくいおそれがある。積算内容の妥当性について、危機管理課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。	危機管理課	措置済	耐震性貯水槽管理負担金については、企業局との協定書に基づき負担金を支払っており、その積算内容については専門性の高いものと認識しています。 積算内容を適切に把握するために、今後は企業局と予算要求時に深度ある協議を行い、積算内容の妥当性等について確認していくことを調整しました。	令和6年4月1日現在
54	第3 包括外部監査の結果及び意見 2 危機管理課 (2) 結果及び意見 ② 防災対策事務経費 【意見2】 奈良市役所庁舎耐震化に伴う奈良県防災端末設備移設業務委託について、1社のみから見積書を徴取し、見積書の検討が不十分なまま随意契約を締結している。特に1社のみから見積書を徴取する場合は、見積金額の妥当性について、より一層深度ある検証が望まれる。 令和元年度から実施していた市役所庁舎の耐震化工事に伴い、危機管理課の執務室等を移転する必要が生じた。当該移転に伴い、危機管理課執務室等に設置されている奈良県防災行政通信システムに関する端末も移設する必要が生じたため、当該移設作業を外部業者に委託した。当該システムの移設は、システム導入・管理を実施している日本無線株式会社が実施する必要があると判断し、市は、本件業務委託契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当するとして、同社のみから見積書を徴取の上、随意契約を締結している。 しかし、見積書の内訳には、人件費が作業ごとに「一式」として記載されるなど、工数と単価が明記されておらず、見積金額の妥当性が検証されていない。見積書の内容をより詳細に検討し、金額の妥当性を慎重に検討することが望ましい。	危機管理課	措置済	奈良市役所庁舎耐震化に伴う奈良県防災端末設備移設業務委託については、導入業者の独自の機器・設備の移設のため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約としています。 そのため、人工単価等についても請負業者独自の積算に基づくため、本件に関しては独自のものに対する金額の妥当性判断が非常に困難ですが、今後、同種の委託業務については、見積書等において記載方法等を検討し、積算根拠・積算方法についての透明性を確保していきます。	令和6年4月1日現在

令和４年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
54	第3 包括外部監査の結果及び意見 2 危機管理課 （2）結果及び意見 ② 防災対策事務経費 【意見3】 奈良市防災番組「知っとこ防災防犯情報」・「奈良市防災防犯インフォメーション」放送委託業務について、業務の効果測定を行うことが望ましい。 市民の防災防犯意識の高揚を図るための情報発信の一環として、ならどっとFM（周波数78.4Mhz）を運営する株式会社奈良シティエフエムコミュニケーションズに対し、防災番組「知っとこ防災防犯情報」・「奈良市防災防犯インフォメーション」の放送を委託している。同番組は、次のスケジュールで放送されている。（表省略） 市は、防災防犯意識の高揚を図るための情報発信手段として、本ラジオ番組の他に、しみんだよりの発行やホームページの更新、TwitterやYahoo防災速報、防災情報メールでの情報発信など、様々な媒体を通じた発信を実施している。本ラジオ番組は、これらの情報発信活動の中で、視覚障害者等、情報の入手を音に頼ることが多い住民に対して情報を伝達できる手段であり、複線的に多様な情報伝達手段を備える必要性がある点で、重要な役割を果たしていると市は判断している。 しかし、総務省情報通信政策研究所が発行する「令和3年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」では、ラジオの平均利用時間と行為者率について、様々なメディアの中でラジオが占める利用率は相対的に低いものとなっている。（表省略） 一般的に、様々なメディアの中でラジオが占める重要性が低い中、防災に関する情報発信手段として引き続きラジオを利用するかどうかを判断するには、業務に関する効果測定を十分に実施することが望まれる。しかし、市は、ならどっとFMの聴取率が入手できないことを理由に、効果測定を実施していない。 多様な情報伝達手段の一つとして、ラジオの利用が有効であると市が判断しているのであれば、視覚障害者の聴取率等を何らかの方法により調べることにより効果測定を行うことが望まれる。	危機管理課	措置しない （見解の相違）	平常時のラジオの平均利用時間及び行為者率については、他の情報通信メディアよりも低いものとなっていますが、視覚障がい者にとっての情報収集手段としては、有効なものとして認識しているため、引続きの利用を予定しています。	令和6年4月1日現在
74	第3 包括外部監査の結果及び意見 3 消防局 消防総務課 （2）結果及び意見 ① 常備消防事務経費 【意見4】 <u>消防局のコピー料金について、業者からの請求額の根拠である使用枚数が正確であるかを確認していないため、請求誤りが発見できる体制となっていない。使用枚数が正確であるか確認することが望まれる。</u> 消防局総務課では、コピー機のリース契約を締結しており、コピー用紙の使用枚数を付属のカウンターで記録し、毎月、カウンターで記録された累積使用枚数を業者に報告している。業者は、市から報告された前月末の累積使用枚数と当月末の累積使用枚数の差から当月使用枚数を算出し、契約単価を乗じて請求額を算出している。 この使用枚数について、総務課では特段検証しておらず、業者が誤った請求を行った場合に発見が困難な状況となっている。 業者からの請求額の根拠となるコピーの使用枚数について、毎月報告している累積使用枚数を記録して各月の使用枚数を算出し、算出した枚数が請求内容と一致しているかを確認することが望まれる。	消防局 消防総務課	措置済	消防局のコピー料金について、業者からの請求額の根拠である使用枚数が正確であるかを確認するため、年間を通してコピー機のカウンター数及び使用枚数を記載した管理表を令和6年度中に作成し、請求数と使用数に齟齬が生じていないかの確認を行います。	令和6年4月1日現在

令和4年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
75	第3 包括外部監査の結果及び意見 3 消防局 消防総務課 （2）結果及び意見 ③ 消防庁舎管理経費 【意見5】 <u>消防庁舎の維持管理について、随時の修繕しか実施されていないため、施設の耐用年数等も踏まえた修繕計画を策定することが望ましい。</u> 消防局では、消防庁舎を防災活動の拠点施設として維持することを目的として、消防庁舎の管理修繕を行っている。 令和3年度の消防庁舎管理経費修繕費の主な執行内容は次のとおりである。（表省略） 現状消防庁舎の修繕については具体的な修繕計画はなく、破損箇所等を中心に随時修繕を行っている。しかし、消防庁舎は防災活動の拠点となる施設であり、消防庁舎の管理は次のとおり地域防災計画にも規定されている重要な事項である。消防庁舎の重要性を考えると、有事の際の安全確保を確実にするためには、随時の修繕だけではなく物理的使用可能年数等も考慮した修繕計画を策定することが重要である。（表省略） 現状では、予算の制約もあり随時の修繕の実施となっているが、物理的使用可能年数等も考慮した修繕計画を策定することが望ましい。	消防局 消防総務課	措置済	消防庁舎の維持管理については、老朽化等の進展が見られる庁舎において起債事業等を活用し、物理的使用可能年数の延長を図る等の措置を講じています。 また現在、一般財団法人消防防災科学センターに消防庁舎等の適正配置に係る調査を依頼しており、今後は調査結果を踏まえた上で、庁舎等の長寿命化のための個別計画を策定していきます。	令和6年4月1日現在

令和4年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
79	第3 包括外部監査の結果及び意見 3 消防局 消防総務課 (2) 結果及び意見 ④ 防災センター運営管理経費 【意見6】 防災センターが貸出し用の防災関連のDVDを購入する際、センター内で検討するのみであるため、貸出し利用者にアンケートを実施するなど利用者の希望も踏まえ、購入するDVDの内容を検討することが望まれる。 防災センターでは市民向けに防災関連のDVDを貸与している。防災DVDは、地震・火災・子供向けの防災アニメなどのジャンルがあり合計で40本ほどのDVDを取り揃えている。DVDを借りたい場合は市のホームページに掲示の貸出申込書を消防局に提出することにより、おおむね1週間程度借りることができる。 DVDの主な借用户は保育園や自治会、共同住宅の管理者等であり、秋頃を中心に多くの貸出しがある状況である。またDVDに関しては内容の陳腐化のおそれがあるため、毎年1本程度消防局で新規のDVDを購入し内容の見直しを行っている。 DVDについて多くの貸出しがある点を踏まえると、より市民のニーズに即したラインナップとすることが望ましいが、現状借用户に対してアンケート等は実施しておらず、市民がどのようなDVDを必要としているかについて把握する機会は限られている。 例えば、DVDの借用户に対して興味のある防災DVDの内容をアンケートを実施することで、毎年新規に購入するDVDの検討材料となり、より市民のニーズに即したDVDのラインナップとすることができる。 DVDの貸出しについて、利用者にアンケート等を実施し、利用者の希望も踏まえた内容となるよう検討されたい。	消防局 消防総務課	措置済	現在は、DVD返却時に今後の要望等の聞き取りを実施していますが、令和6年度中にQRコード等を用いたアンケートを作成し、市民のニーズに対応できるよう事業を進めます。	令和6年4月1日現在

令和4年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
80	第3 包括外部監査の結果及び意見 3 消防局 消防総務課 （2）結果及び意見 ⑤ 市民防災教育普及啓発事業 【意見7】 令和3年度から防災センターの体験設備を閉鎖し、防災指導車による防災の啓発活動を実施しているが、<u>防災指導車による啓発活動の効果検証を実施していない。啓発活動がより向上するよう、効果検証を実施することが望ましい。</u> 市は、令和3年度から防災センターの体験設備を閉鎖し、防災指導車による啓発活動を行っているが、従前の防災センターにおける防災体験と比較して、防災教育普及という目的がより達成されるようになったのか、また維持管理コストはどのように変化し目的に対して適切な水準となっているかを検証することは重要であるが、現状、消防局では防災指導車による啓発活動の詳細な効果検証は実施していない。 現時点で入手可能な情報により簡易的な分析を行うと、新型コロナウイルス流行前の令和元年度の防災センターの個人の利用者数は約1万人となっている一方で、令和3年度の防災指導車の利用者数は10団体1,301人となっている。（表省略） 防災センターの利用者の中には防災体験設備以外の利用者も含まれていることから単純な比較はできないが、従前の防災センターの体験設備利用者数と比較し防災指導車の利用者数は10%程度にとどまっており、今後防災指導車の利用者数を増やしていく施策が望まれる。 このように過去の防災センターの体験設備の利用者数と防災指導車の利用者数の比較を行うことは、防災指導車の効果を検証するための一つの指標となる。その他維持管理コストの検討や利用者の満足度調査等の実施も有益であると考えられる。 防災指導車の利用状況や維持管理コストについて、効果指標を設定し検証することで、PDCAサイクルを活用し、防災に関する啓発活動を向上させていくことが望まれる。	消防局 消防総務課	措置済	防災指導車を出向させる防災訓練の規模を大規模な防災訓練から中規模な防災訓練へと転換するとともに、スポーツイベント等の開催場所へも出向し、より多くの市民に地震体験を経験してもらえるよう措置を講じました。 また、体験後にQRコードを用いたアンケートに回答してもらい、現在市民が消防に求めるニーズの把握にも努めています。	令和6年4月1日現在

令和４年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
84	第３ 包括外部監査の結果及び意見 ３ 消防局 消防総務課 （２）結果及び意見 ⑥ 消防団運営事業 【意見８】 消防団員が定員割れとなっているにもかかわらず、効果的な募集方法についての検討が十分でないため、現状の募集方法の効果検証を実施し、より効果的な募集方法を検討することが望ましい。 消防団員の募集に関して、消防局総務課では次のような取組を行っているが、市の消防団員数が定員割れとなっている状況である。 ・ 団員による知人や友人の勧誘 ・ 学生消防分団の団員に対する勧誘 ・ ホームページによる募集 ・ 市民だよりによる女性団員の募集 ・ ポスター配布 しかし、これらの募集活動に関して現状効果分析を実施しておらず、新任団員がどのような経緯で入団したのか、現状の募集方法が効率的かつ効果的に行われているかどうかの検証が十分に行われていない。 また消防団員不足は全国的な問題であり、今後も十分な消防団員数を確保するためには、新任団員についてどのような経緯で入団したかの情報の分析や他自治体の募集活動の調査を実施し、より効果的な団員募集が実施できるよう検討することが望ましい。（表省略）	消防局 消防総務課	措置済	現在までに、奈良市消防団独自の募集ポスターの作成、消防団OBを中心とする地域支援分団、自主防災組織と消防団との連携を題材とした啓発DVDの作成、消防団応援の店制度の開始など様々な広報活動を実施し、令和4年4月1日に944名だった団員数が令和6年4月1日には985名に増加しました。 今後、学生を中心とした新規入団者に対して、QRコードを用いたアンケートを令和6年度中に実施し、消防団の認知度、入団動機などを調査し、更なる人員確保を目指します。	令和6年4月1日現在

令和４年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
85	第3 包括外部監査の結果及び意見 3 消防局 消防総務課 (2) 結果及び意見 ⑥ 消防団運営事業 【意見9】 消防団協力事業所表示制度の認定事業者を増やす施策が取られていないため、例えば、認定事業者に対する優遇措置を検討することが望ましい。 意見8に記載のとおり、少子高齢化の影響による人口減などの影響により全国的に消防団員は不足傾向にある。全消防団員の約7割は被雇用者であり、このような状況の中、消防団員を確保するためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要である。このような状況を踏まえ、消防庁では、平成18年度から消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を実施し、市町村等にその導入推進を図っている。 消防団協力事業所の認定に当たっては、従業員が消防団に相当数入団していることなどの一定の要件が自治体ごとに定められており、要件を満たし認定を受けた事業者は、表示証を社屋や自社のポスター等に掲示することができる。（表省略） 消防団協力事業所表示制度の導入状況は次のとおりである。認定事業者数は増加傾向にあり、消防団員の確保の面でも消防団協力事業所表示制度は一定の効果を上げていることが推察される。（表省略） 市においても、消防団協力事業所表示制度は導入されており、認定の要件及び認定事業者は次のとおりである。（表省略） 消防団協力事業所表示制度について、市はホームページ等での告知や認定要件の見直しは行っているが、事業所の消防団員の退職等の理由により、認定を更新しない事業所も発生している状況である。 このように市の消防団協力事業所表示制度は、消防団員の確保という面で、必ずしも有効に機能していないと考えられるが、その要因の一つは事業者側に認定を取得することのメリットが薄いことが考えられる。 例えば、認定を取得した事業者に対して、入札における加点や防災器具の無償貸与、割引や減税などの支援策を実施している自治体も存在しており、このような優遇策は消防団協力事業所表示制度の認定事業者の増加、ひいては消防団員の増加にも効果的であると考えられる。（表省略） 消防団の活性化は、奈良市地域防災計画にも定められている重要な課題であるため、消防団協力事業所表示制度の認定事業者の優遇措置を検討し、消防団の団員数増加・活性化を図ることが望ましい。（表省略）	消防局 消防総務課	措置済	消防団協力事業所に対する減税や入札加点といった優遇措置の実施は難しく、代案として、消防団応援の店制度を令和5年から開始し、現在30店舗の登録があります（消防団協力事業所は現在、10店舗の登録）。消防団員カードを店舗で提示することで予め決められていたサービスを受けることができ、協力店舗も消防団応援の店登録店の表示証を店舗に掲示し、奈良市ホームページに協力店舗一覧が公表されるなど一定のメリットがあります。新規入団促進や店舗の地域貢献の両方を促す事業として今後も継続して促進する予定です。	令和6年4月1日現在

令和4年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
88	第3 包括外部監査の結果及び意見 3 消防局 消防総務課 （2）結果及び意見 ⑥ 消防団運営事業 【意見10】 消防団員の教育・訓練が消防学校への入校による講義の受講が中心となっており、その結果、入校者数が低迷している。より容易に講義を受講できる手段として、e-ラーニングの導入やDVD教材の利用を検討することが望ましい。 消防団の団員の教育・訓練について、現状は消防学校の入校による講義の受講が中心となっている。消防学校の入校については、市内の各消防団から周知することで希望者を募っており、毎年10名程度の消防団員が入校し、2日程度の講義を受講している。また消防学校の入校経費については、消防局が支出しており、消防団員の個人負担は発生しない仕組みとなっている。 このように、消防局では消防学校の入校者の募集及び入校経費の支出を実施しているが、例年の入校者は10名程度と市の消防団員約900名の1～2%程度にとどまっている。 消防学校の入校者数が少ない要因として、消防団員の約7割は被雇用者であり、スケジュールの都合上、消防学校に入校し講義を受講することが困難であることが考えられる。 消防団は地域の防災において重要な役割を担っており、消防団の教育・訓練の充実を図ることは、防災計画上も重要である。消防団の教育・訓練については、消防団員の多くが被雇用者であることを考えると、働きながらでもより容易に受講できることが必要であり、e-ラーニング等の導入やDVD教材の利用は有意義であると考えられる。 e-ラーニングについては、消防団員の通信環境等の問題も存在するが、DVD教材については比較的導入しやすく、消防学校への入校が困難な消防団員に対して教育の充実を図る上で一つの解決策となりうる。消防団の教育についてe-ラーニング等の導入やDVD教材の利用も検討し、消防団員の教育・訓練が充実するよう検討されたい。	消防局 消防総務課	措置しない （対応不可 能）	毎年、消防学校入校への募集人数には各市町村の消防団に定員が割り振られており、近年、特に定員割れが続いている状況にありません。また、消防学校側の規定に基づいた募集人数のため、団員全員が入校することができず、入校できるのは、自ずと1%から2%の程度となります。 また、講習の内容も訓練がメインとなるため映像媒体での代用が難しい状況にあります。 市内全23分団から年10名程度の参加ですが、各分団での月々のポンプ動作点検（放水訓練）、年2回の方面隊（エリア）毎の合同訓練、年1回の分団内の総合訓練などで入校者が得た知識・経験をフィードバックする機会を設けています。また、各要望は消防団の定期的な幹部会議で受け付けて、その都度早急に対応しています。	令和6年4月1日現在
89	第3 包括外部監査の結果及び意見 3 消防局 消防総務課 （2）結果及び意見 ⑦ 消防団活性化事業 【意見11】 消防団活性化事業の活動内容について、効果検証が行われていない。アンケート等を実施することで活動内容を検証し、PDCAサイクルを活用して活動内容の向上を目指すことが望ましい。 消防団活性化事業については消防団の訓練のほか、平成29年度や平成30年度のような市民向けイベントも開催されている。市民向けイベントに関しては、主に防災や災害対応関連の知識の普及、地域住民との連携の強化などが目的となるため、実施した事業が当該目的に照らして、有効なイベントとなったのかの効果検証は必要不可欠である。 しかし、現状このような市民向けイベントについて、参加者に対するアンケート等は実施しておらず、実施したイベントの目的が達成されたかどうかの検証は十分には行われていない。 消防団活性化事業のうち、市民向けのイベントについては、アンケート等を実施することで、イベントの目的がどの程度達成されたかを検証することができ、次回以降の活動内容の検討材料になると考えられる。したがって、アンケート等を実施してPDCAサイクルを活用することで、活動内容の向上を目指すことが望ましい。	消防局 消防総務課	措置済	広報活動の効果の測定、フィードバックのために参加者を対象としたQRコードを用いたアンケートを令和6年度中に実施予定です。	令和6年4月1日現在

令和４年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
90	第3 包括外部監査の結果及び意見 3 消防局 消防総務課 (2) 結果及び意見 ⑦ 消防団活性化事業 【意見12】 <u>消防団活性化事業における訓練について、詳細な振り返りが行われていないため、After Action Reviewの視点も取り入れた詳細な振り返りを行うことが望ましい。</u> 消防団活性化事業では、2年に1度程度の頻度で大規模な合同訓練を実施している。 訓練実施時には、振り返りとして監督者からの講評は実施している。しかし、実際の災害を想定した訓練においては、監督者からの講評だけではなく、訓練の目的を踏まえた上で、何が達成できて何が達成できなかったのか、その要因は何かなどについて詳細な振り返りが重要である。 防災訓練の振り返りの手法として近年After Action Reviewという手法が注目されている。After Action Reviewとはもともとアメリカ陸軍において導入されている訓練の短時間での振り返りを行う手法であり、近年は防災訓練や災害対応においても導入が進んでいる考え方である。災害対応におけるAfter Action Reviewの目的・異議について、NPO法人環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所のレポートによると次のようなことが指摘されている。（表省略） 具体的には次のような項目について事後の振り返りを行うことで、今後の災害対応へ活用することを目的とするものである。 (1) 訓練の目的は何だったのか (2) 実際にできたことは何だったのか (3) その差はどうして生じたのか (4) 次回はどうすればよいのか 具体的な実施方法としては、上記のような項目を設定した振り返りシートやWEBアンケートを訓練参加者に配布し、個人や少人数のグループで振り返りを行うことが考えられる。 このような振り返りを通じて、消防団では各自の振り返りの結果、明らかになった課題を定量的に把握することができ、実際の災害発生時の対応力向上のために活用することができる。また一般的な訓練の講評とは違い、訓練参加者が主体的に考えることによって訓練参加者の災害発生時における当事者意識の向上といった副次的な効果も期待できる。 実際の災害発生時には、数分の対応の違いにより被害状況が大きく変わる可能性があるため、訓練時においても具体的な行動目標を設定し、それが想定どおりに達成されたかを検証することは重要である。 After Action Reviewはポイントを絞ったものであれば10分程度での実施も可能であるため、消防団の訓練についてAfter Action Reviewの視点も取り入れた振り返りの導入を検討されたい。	消防局 消防総務課	措置済	今回、活性化事業に伴う訓練から実施予定です。訓練の参加者を募ることに主眼を置いているため、大規模なアンケートは実施できませんが、①何ができて②何ができなかったか③次回はどうかの3点に注目したQRコード等を用いたアンケートを令和6年度中にWEB上で実施予定です。	令和6年4月1日現在
103	第3 包括外部監査の結果及び意見 4 消防局 消防課 (2) 結果及び意見 ① 消防機器管理経費 【意見13】 <u>消防車両に搭載している資機材を記録した機関台帳に、推奨使用年数の記載がない。更新の必要性を把握するためにも、推奨使用年数を記載することが望ましい。</u> 消防車両に搭載している資機材については、消防車両ごとに作成する機関台帳に記録して管理している。当該機関台帳には、車両の購入年月日や各資機材の品名、数量が記載されているものの、各資機材の推奨使用年数の記載がない。資機材には、一部に推奨使用年数が定められているものが存在する。推奨使用年数が到来したからといって、必ずしも資機材をすぐに交換する必要はないが、交換の時期の目安を把握することが可能となる。したがって、更新の必要性を把握するためにも、機関台帳に推奨使用年数を記載することが望ましい。さらに、資機材を交換した際には、交換年月日を記録し、次の交換時期を把握できる体制とすることが望まれる。	消防局消防課	措置しない (見解の相違)	消防車両に搭載している資機材の推奨使用年数について、機関台帳への記載は行っていない。 消防車両に積載している各資機材は、災害現場での使用頻度や活動内容により摩耗・消耗度が異なります。したがって、資機材購入時に定められた一律の推奨使用年数は必ずしも実情に合致しておらず、更新時期の参考にならない可能性があります。 また、1車両当たり数百種類の資機材に対して推奨使用年数を記載することにより、使用可能な資機材も継続使用ができなくなる状況となることが予想されることから、推奨使用年数を記載することは望ましくないと考えます。 以上の理由から、資機材の使用可否は推奨使用年数ではなく、実際の劣化状況や毎日の点検結果に基づき総合的に判断しています。	令和6年4月1日現在

令和4年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
104	第3 包括外部監査の結果及び意見 4 消防局 消防課 （2）結果及び意見 ② 消防活動事業 【意見14】 <u>緊急消防援助隊活動時に支出することが見込まれる消耗品費等相当額を、前渡金として現金を受領して保管し、毎月、不使用額を返納して精算しているが、業務の効率性を考慮し、精算の頻度について再検討することが望ましい。</u> 緊急消防援助隊活動とは、大規模災害や特殊災害時に被災地からの要請を受け、市の消防隊員が出動して被災地で活動することをいう。当該活動時には、市から30名程度の消防隊員が3日程度、援助活動を実施することが想定されるため、3日間で使用する消耗品費等の金額を見積もって前渡金として現金を受領し、消防課の金庫に保管している。前渡金の受領は毎月行われるとともに、前月に受領した前渡金のうち、不使用であった額を返納し、精算している。また、前渡金の受領と返納は市庁舎の会計課に赴いて行う必要がある。しかし、大規模災害や特殊災害が発生しなければ、当該前渡金は支出することがなく、また、大幅な人員数の変動がなければ、毎月、前渡金は同額である。したがって、毎月、同額の現金の受領と返納を繰り返すのは、業務の効率性を阻害している可能性が高い。実際、消防課から会計課のある市庁舎へ往復するには30分以上を要することに加え、現金を持ち運ぶ危険性を考慮して2名以上の職員が赴き、業務時間を拘束している。業務の効率性の観点から、精算の頻度について再検討することが望ましい。（表省略）	消防局消防課	措置しない （見解の相違）	業務の効率性の観点から、精算の頻度について再検討することが望ましいと思われませんが、多額の現金の長期保管による着服、盗難等のリスク軽減のため保管金を毎月精算しています。 市の方針では、長期保管は着服、盗難のリスクが増大し、容認し難いので、業務の効率化やリスクの軽減等を考慮した上で、現状の清算頻度を維持します。	令和6年4月1日現在
104	第3 包括外部監査の結果及び意見 4 消防局 消防課 （2）結果及び意見 ③ 消火栓整備事業 【意見15】 <u>奈良市企業局に対して支出する消火栓整備負担金について、企業局からの費用明細書に基づいて負担金の計上を行っているが、その積算内容について、消防課としての妥当性の検証が十分に行われていない。積算内容の妥当性について、消防課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。</u> 消火栓とは、消火活動に必要な水を供給するための設備であり、水道管等の水道施設と一体として機能することから、消防課から企業局に対して、消火栓の新設、増設及び維持管理を委託している。具体的には、消火栓設置及び管理に要する費用の負担に関する覚書を両方で締結し、年間で9,000千円の範囲内で企業局からの請求に基づき、負担金を支出することとなっている。 しかし、企業局から消防課への請求内容について、消防課では、間接経費の算出方法等、詳細を把握していなかった。 本委託費は、企業局においては負担金で補填されるため、コスト削減の意識が働きにくいおそれがある。積算内容の妥当性に関して、消防課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。（表省略）	消防局消防課	措置済	令和5年度から積算内容の妥当性について、消火栓整備費用明細書に加え、より詳細な委託修繕積算書を都度、企業局から受領し、消防課内で検証を行いました。	令和6年4月1日現在

令和4年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
110	第3 包括外部監査の結果及び意見 5 消防局 予防課 （2）結果及び意見 ① 常備消防事務経費 【意見16】 <u>防火対象物の関連資料の大部分が紙資料で保管されているが、閲覧や検索の効率化、資料保全の徹底を図るために、資料の電子化を推進することが望ましい。</u> 防火対象物に関する建物図面、防火対象物使用開始届出書等の紙資料を対象物ごとにファイルに綴じ、各管轄の消防署にて保管しているが、膨大な量となっている。このような状況は、資料の検索に時間を要することになり、随時利用を妨げる要因となっている。 現在、消防支援情報システムであるFireWebへの登録により当該資料の電子化を図っているが、新規登録の建築確認申請の控えや劣化の激しい資料等の一部のみに留まっている。電子化が進んでいない資料については、提出日等の定量的な情報のみの登録が行われており、詳細については各現物ファイルを参照している。今後、建物図面や届出書等を添付資料としてFireWebに登録することを検討しているが、閲覧や検索の効率化、資料保全の徹底を図るため早期の対応が望ましい。また、将来的な査察モバイル端末導入等、各現場での活用を見据えた環境構築の一環としての電子化の推進を検討されたい。	消防局予防課	措置済	現在、消防支援情報システムであるFireWebへの登録により、防火対象物の関連資料の電子化を図っており、LoGoフォームでの電子申請にあつては、全てデータで保存するとともに、建物図面や届出書等を添付資料としてFireWebに登録することを検討しています。	令和6年4月1日現在
111	第3 包括外部監査の結果及び意見 5 消防局 予防課 （2）結果及び意見 ② 防火啓発推進事業 【意見17】 <u>設置率、条例適合率の向上のため住宅用火災警報器の設置状況等調査のアンケートを有効に活用することが望ましい。</u> 住宅用火災警報器の設置状況等調査は、防災センターで開催している応急手当講習の参加者に対してアンケート形式で実施している。本アンケートでは、付随して、住宅用火災警報器を設置していない理由の記載欄が設けられているが、当該回答について十分に分析されていない。 条例適合率が全国平均を下回っており、より有効な啓発活動を検討する必要があるため、本アンケートを有効に活用することが望ましい。	消防局予防課	措置済	住宅用火災警報器の設置状況等調査は、防災センターで開催している応急手当講習の参加者に対してアンケート形式で実施のほか、LoGoフォームでのアンケートを実施、回答について分析イベント等を実施する際に、アンケート結果を有効に活用し広報活動を実施した上で設置率、条例適合率の向上に繋がります。	令和6年4月1日現在

令和４年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
120	第３ 包括外部監査の結果及び意見 ６ 消防局 指令課 （２）結果及び意見 ① 奈良市・生駒市消防指令センター運営管理経費 【意見18】 <u>奈良市・生駒市消防指令センターの土地について、生駒市に無償で使用する手続が実施されていない。市が保有する財産を使用させる以上、生駒市から負担金を徴収するか否か検討し、その結果について承認行為を経ることが望ましい。</u> 奈良市・生駒市消防指令センターは、市の所有する土地及び建物を使用して運営されており、奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約で定めた負担金を生駒市から徴収した上で、維持管理費用を市が支出している。一方、土地及び建物の使用に係る負担金を生駒市から徴収していないが、無償で使用する手続は採られていない。 この点、生駒市から建物については使用部分の整備費に係る負担金を徴収しているが、土地については負担金を徴収していない。 地方自治法第238条の4第7項に規定される行政財産の目的外使用に係る使用料については、奈良市行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）において減免することができる旨が規定されている。しかし、市は、奈良市・生駒市消防指令センターの土地及び建物については目的外使用には当たらず、使用料は発生しないと判断しているとのことである。 建物については、負担金を徴収しているため市の主張には合理性があるが、土地については目的外使用には当たらないとはいえ、市が保有する行政財産を使用させるに当たり、生駒市から負担金を徴収するか否か検討し、その結果について承認行為を経ることが望ましい。	消防局指令課	検討中	土地の使用料については、奈良市行政財産使用料条例の規定に基づき、消防指令センターの共同運用開始当初から生駒市から負担金は徴収していないところですが、負担金を徴収すべきか否か再検討を行い、令和6年度中に消防局としての方針を明確化及び必要手続きを進めるよう検討します。	令和6年4月1日現在
128	第３ 包括外部監査の結果及び意見 ７ 消防局 救急課 （２）結果及び意見 ① 常備消防事務経費 【意見19】 <u>奈良県メディカルコントロール協議会によって定められているポイントについて、年度途中の取得状況を救急課で管理しておらず、各救急救命士の個人管理となっている。表などを作成し定期的に更新することで、年度途中の取得状況を把握できるようにすることが望ましい。</u> 各救急救命士は、研修等を受講し、奈良県メディカルコントロール協議会によって定められた一定以上のポイントを取得し報告する義務がある。各救急救命士は、毎年度、一年間分の研修記録を各所属を通じて救急課に提出することでポイント取得状況を報告することとなっており、年度途中のポイント取得状況は各個人で管理している。これまでに必要ポイントを取得できなかった者はおらず、また、やむを得ず必要ポイント数を取得できなかった場合でも代替措置を採ることが可能で、さらに取得ポイントが不足した場合でも資格剥奪などのペナルティはない。しかし、救急救命士の技術・知識の向上という趣旨から奈良県メディカルコントロール協議会が一定以上のポイントの取得を義務付けていることを鑑みれば、各救急救命士が定められたポイントを取得することが望ましい。したがって、ポイントの取得状況を各救急救命士の個人に管理させるのではなく、救急課として年間を通して取得状況を管理し、取得状況が芳しくない者には研修への参加を促すなど、各救急救命士がポイントを取得できるように支援する体制を構築することが望ましい。	消防局救急課	措置済	kintoneを活用し、各救命救急士のポイント取得状況を年間を通じていつでも確認できる体制を構築しました。	令和6年4月1日現在

令和4年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
129	第3 包括外部監査の結果及び意見 7 消防局 救急課 （2）結果及び意見 ② 消防機器管理経費 【意見20】 <u>一部の資器材及び消耗品を除き、在庫管理システムに保管場所が登録されていない。効果的かつ効率的に在庫管理を行う観点から、保管場所についても在庫管理システムに登録する、又は保管場所一覧等を作成し、一目で保管場所が分かるような体制をつくることが望ましい。</u> 資器材及び消耗品は数箇所に分けて保管されており、用途や品目ごとにある程度まとまっているものの、保管場所については一部を除き在庫管理システムに登録されていない。現状、救急課職員が保管場所をある程度把握しているため大きな問題にはなっていないが、それでもまれに保管場所が分からないことがあり、その場合は保管場所を熟知している他の救急課職員が協力しながら入出庫等を行っている。この状況を踏まえると、熟知した救急課職員が異動した場合、在庫管理に相当の時間と労力を費やすことが想定され、また管理ミスが発生する可能性も高くなる。そのため、全ての資器材及び消耗品の保管場所（倉庫名・棚番号等）が誰にでも一目で分かるような体制を構築することが望ましい。	消防局救急課	措置済	局内のDX化推進に伴い、在庫管理システムの改修・改変中であり、令和6年度中に保管場所の管理機能についても付帯します。	令和6年4月1日現在
130	第3 包括外部監査の結果及び意見 7 消防局 救急課 （2）結果及び意見 ② 消防機器管理経費 【意見21】 <u>中古資器材及び中古資機材の保管状況が在庫管理システムに登録されていない。中古資器材及び中古資機材についても、他の資器材と同様に価値もあり、使用することが想定されるため、在庫管理システムに登録し管理することを検討されたい。</u> 救急車の台替え時に取り外したバックボードやストレッチャー、その他バッグなどが倉庫に保管されている。これらは、現在使用中のものが修理に出された際等に、代替品として使用する場合がある。しかし、在庫管理システム上には何ら登録されず、紙資料での別途管理となっている。他の資器材と同様に価値もあり、使用することが想定されるため、在庫管理システムに登録し管理することを検討されたい。	消防局救急課	措置済	局内のDX化推進に伴い、在庫管理システムの改修・改変中であり、令和6年度中に中古資器材の管理機能についても付帯します。	令和6年4月1日現在

令和4年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
140	第3 包括外部監査の結果及び意見 8 建設部 （2）結果及び意見 ② 河川耕地課 【意見22】 <u>会計年度末に緊急性の低い支出が行われ、予算の消化を目的とした支出と捉えられる可能性があるため、会計年度末に行う支出については、支出の合理性を説明できるようにすることが望まれる。</u> 会計年度末である3月の末日付近において、蛍光ペン40本（3,520円）や乾電池20本（1,100円）といった、緊急性の低い支出が行われていた。これらの支出により、普通河川改修事業、浸水対策事業の予算残高がそれぞれ21円、27円となり、予算残高を使い切るために支出したと捉えられかねない状況となっている。会計年度末に行われる支出は、予算消化のための支出であるとの疑念を持たれる可能性がある。したがって、その合理性を説明できるようにすることが望まれる。	河川耕地課	措置済	令和5年度から、基本的には当年度に使用するものを当年度に購入することとし、明らかに次年度以降に使用するものについては次年度の予算により購入することを徹底しました。	令和6年4月1日現在